

第4期宇和島市地域福祉計画策定支援業務仕様書

1. 業務名

第4期宇和島市地域福祉計画策定支援業務

2. 業務目的

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）第107条に基づき、令和10年度から令和19年度の計10か年（予定）を計画期間とする「第4期宇和島市地域福祉計画」（以下「第4期計画」という。）を策定する。なお、地域福祉を取り巻く環境や社会経済情勢の変化、法改正などの影響を踏まえ、必要に応じて中間見直しなどを行うものとする。

本業務は、市民、行政、関係機関・団体などが相互に助け合い、誰もが住みなれた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、保健・福祉以外のまちづくり関連分野とも連携して、総合的に地域福祉を推進することができるよう、現在策定中の「（仮称）第3次宇和島市総合計画」（以下「総合計画」という。）に掲げる基本方針を実現させていく中で生じる本市の地域福祉推進に関する課題等を整理・分析するとともに、社会動向、関連法令及び本市関連計画との整合性に留意しながら、全庁的な取組などを踏まえ、第4期計画を策定するために必要な業務の全般的な支援及び計画書の作成を行うことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日

4. 業務にかかる計画の範囲

第4期計画には、次の内容を含むものとする。

- (1) 法第107条第1項に規定する、地域福祉の推進に関する事項として同条第1項各号に掲げる事項を一体的に定める計画
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用に関する施策についての基本的な計画
- (3) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく、生活困窮者自立支援計画
- (4) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画
- (5) 法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画

5. 業務内容

(1) 現状の分析及び課題の整理

①市が保有する関連計画に係るアンケート等、既存情報を活用した地域福祉に関する現状把握及び地域課題の整理、分析等

- ・年齢別人口一覧表
- ・まちづくりに関するアンケート ※総合計画に係るアンケートは11月上旬までに集計予定
- ・障がい者等に関するアンケート 等

②団体アンケート・ヒアリング調査

地域福祉に関わる各種団体に対し、アンケート・ヒアリング調査を行い、現状や課題等の把握を行い、計画の策定に反映させる。

- ・アンケート調査予定数：80団体程度（回収率は75%を想定）
- ・ヒアリング調査予定数：5団体程度
- ・受注者はアンケート調査に係る印刷業務一式を行う。

アンケート調査票：A4判サイズ、12頁程度、色上質紙

1色刷、中綴じ製本、対象団体の部数

発送用封筒：角2サイズ、片面1色刷、封筒、対象団体の部数

返信用封筒：長3サイズ、片面1色刷、封筒、対象団体の部数

- ・アンケート調査を行う団体の選定は発注者が行い、宛名ラベルを受注者へ提供する。
- ・アンケート調査の配布・回収にかかる郵送費等は、受注者が負担する。
- ・受注者は、アンケート調査の企画・提案・調査票の作成・郵送手続を行う。
- ・ヒアリング調査を行う団体は、アンケート調査の回答があった団体から選定する。
- ・ヒアリング内容の検討・提案、事務局としての同席及び議事録作成

③地域課題報告書の作成

※地域課題報告書の作成時期目安：令和9年8月末まで

(2) 計画の骨子及び素案策定

①現状把握（統計的把握、上位計画及び関連計画の動向調査、法令改正の把握、盛り込むべき施策の実態把握）

②プランニング作業（骨子の検討、計画の構成及び内容の検討、素案作成）

※骨子の作成時期目安：令和9年11月上旬まで

※素案の作成時期目安：令和10年1月中旬まで

③数値目標及び活動指標の設定・提案

上記①及び他市の状況等を踏まえた数値目標及び活動指標（案）の提案

※作成時期目安：令和9年10月末まで

④盛り込むべき事項

- ・社会福祉法第107条第1項各号に規定する地域福祉の推進に関する事項
- ・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（令和3年3月31日付け 子発0331第10号・社援発0331第16号・障発0331第10号・老発0331第5号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長通知）」に記載のある事項

(3) 計画書及び計画書概要版の編集

素案策定後、地域福祉計画策定委員会、パブリックコメント実施等の結果を受け、素案への反映やデザイン等の最終的な調整を行い、第4期計画として策定する。

(4) 策定スケジュールの管理

業務の遂行にあたっては、市担当者で連絡を密にし、進捗状況に合わせ、適宜、工程表を提示する。

(5) 会議の運営支援及びパブリックコメントの実施支援

地域福祉計画策定委員会（学識経験者、公共的団体の代表者等で組織する市長の諮問機関）の運営支援及びパブリックコメントの実施支援を行う。

①地域福祉計画策定委員会（4回程度）の運営支援

- ・会議資料（原データ）の作成、会議への出席、会議録の作成等による運営支援を行う。

②パブリックコメントの実施支援

計画の素案等に対するパブリックコメントを実施する際、提出された意見の整理、取りまとめ意見への対応について支援を行う。

(6) 策定スケジュールの管理

業務の遂行にあたっては、市担当者で連絡を密にし、進捗状況に合わせ、適宜、工程表を提示する。

(7) 地域福祉施策に関する情報提供等

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく変化しており、本計画を策定するに当たり、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要があるため、地域福祉施策に関する情報提供等を必要に応じて行う。

(8) その他市が指示する事項

6. 成果品

(1) 報告書 1部

(2) 下記の電子データ一式 2式 (CD-R等)

※計画及び計画概要版については、サンプルとして1部を紙媒体で提出すること。また、電子データのファイル形式は、ワード、エクセル、PDFとする。

- ・計画書 (A4判、100ページ程度、オールカラー)
- ・計画書概要版 (A4判、8ページ程度、オールカラー、音声コード(Uni-Voice)あり)
- ・その他本業務で作成される各種資料
- ・地域福祉施策に関する情報提供資料一式

7. その他

(1) 本業務において、協議・打合せ、受託者の現地調査に関する経費は、すべて受託者の負担とする。

(2) 受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、経過を明確にし、5営業日以内に提出するものとする。

(3) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は市に帰属する。

(4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める補正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)、宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年条例第28号) 及びその他関係法令等並びに別紙の個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づき、適正に管理し、取り扱うこととする。

(6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が別途協議する。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、宇和島市（以下「甲」という。）の定める宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第28号）、宇和島市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の規定に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に規定する事項を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを、甲と協議して定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に取扱区域を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（教育の実施）

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項に係る教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても、同様とする。

2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

ただし、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先に

おける安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の本委託業務に係る全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 乙は、再委託先との本委託業務に係る契約において、再委託先が特記仕様書を遵守するために必要な事項を規定するとともに、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。
- 6 第1項から第5項までの規定は、再々委託を行う場合以降について、準用する。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者においても、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の本委託業務に係る全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- （1） 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- （2） 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- （3） 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- （4） 個人情報を複製又は複写しないこと。ただし、事前に甲の承認を受けた場合であって、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行うときは、この限りでない。
- （5） 個人情報を移送する場合においては、移送時の体制を明確にすること。
- （6） 個人情報を電子データで保管する場合においては、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- （7） 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- （8） 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- （9） 作業場所に、私用端末、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- （10） 個人情報を利用する作業を行う端末に、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

- (11) 情報システムを利用する場合には、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存すること。
 - (12) 情報システムを利用する場合には、個人情報の秘匿性等その内容及び量に応じて、当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、必要な措置を講ずること。
 - (13) 情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御その他必要な措置を講ずること。
 - (14) 不正プログラムによる個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずること。
 - (15) 情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うこと。
 - (16) 個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。
 - (17) 端末の使用に当たっては、個人情報 that 第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずること。
 - (18) 外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずること。
また、災害等に備え、情報システム室等に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずること。
 - (19) 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保すること。
- (提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所において行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合においては、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めな

なければならない。

- 2 乙は、甲から、個人情報の安全管理措置や取扱状況等の遵守状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査及び検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責性の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 甲は、乙が特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。